

随意契約理由書

件名	東灘処理場 分場4系1・2池終沈流入ゲート補修
契約の相手方	クボタ環境サービス株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>最終沈殿池(以下「終沈」という)は、汚泥を沈殿させて上澄み液とに分けるための設備である。終沈流入ゲートは終沈に流れ込む汚水の流量を調整または止水するためのものである。</p> <p>本補修は東灘処理場分場4系1・2池にあり、部品の腐食・破損等により、正常に作動しない終沈流入ゲートを補修するものである。終沈流入ゲートが正常に動作していないと、各池に流入する汚水の量が調整できない。また、終沈内での工事や点検整備時等に終沈流入ゲートが止水できないと工事が施工できず、適切な水処理ができなくなってしまう。</p> <p>上記業者は当該設備の設計・製作者である、久保田鉄工所からプラント設備等の部門を継承しており、取替部品を製作することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 東水環境センター 施設課 (電話番号 078-451-0678)